

開放研究室の使用者募集について

秋田県総合食品研究センター

総合食品研究センターの開発した技術や研究成果等を、企業等が商品開発等に活用したり、センターとの共同研究や連携して技術開発を行うために、センター内にある「開放研究室」(3室)を貸出しています。この度、令和4年度に活用を希望する企業等を次により募集します。

1 開放研究室の規模等

区分	室数と広さ	貸出料金(月額 円)
開放研究室A	1室(38㎡)	41,560
開放研究室B	1室(36㎡)	39,420
開放研究室C	1室(26㎡)	28,420



室内の様子(開放研究室A)

※① 各研究室には、次の器具等が備え付けられています

(備品)

小実験台(2~4台)・器具戸棚(1個)・ガスコンロ(1個)・乾燥棚(1個)・ロッカー(1個)・事務机(1台)・椅子(2脚)・インターネット接続可能な回線

※② 使用者の研究や商品開発等の全般についてサポートするため、総合食品研究センターに設置している品質管理、分析評価、加工等に使用する機器については無償で利用できます。

※③ 月額料金には電気代等の光熱水費は含まれません。

※④ 利用期間は、令和4年4月1日から1年以内です。

※⑤ 事前の開放研究室見学にも対応可能です。

2 貸出対象者の要件

- ◆ 食品・醸造・バイオ関連事業を行っている県内企業等で、県内で新たに事業を開始しようとする個人を含む者
- ◆ 本県の食品・醸造・バイオ関連産業発展に寄与する県外企業等で、秋田県内で事業を行う者。ただし、入居後に事業を行う予定の者も含む。

3 応募の方法

- ◆ 令和3年10月29日(金)までに、別紙による申請書1部を下記あてに提出してください。

〒010-1623 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4-26 秋田県食品総合研究センター 技術支援班 あて

- ◆ 応募内容について審査を行い、目的等に合致すると判断された場合、入居を決定します。ただし、応募多数の場合は得点方式により入居者を決定します。

- ◆ お問い合わせ

〒010-1623 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4-26 秋田県食品総合研究センター 技術支援班

ホームページ：<http://www.arif.pref.akita.jp/> メール：info@arif.pref.akita.jp

様式第1号

秋田県総合食品研究センター開放研究室使用許可申請書

年 月 日

秋田県総合食品研究センター所長 あて

(申請者)

住所

氏名

電話

次のとおり秋田県総合食品研究センターの施設を使用したいので、秋田県総合食品研究センター開放研究室貸出規程第6条第1項に基づき申請します。

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
使用施設	開放研究室 ()
使用人数	人
共同で使用する場 合、その理由	
備考	

※ 申請者には、共同で申請する場合は代表者を、団体等の場合は名称及び代表者職・氏名を記載のこと。